

# 京都市会基本条例

～京都市会の更なる活性化に向けて～



## おしえて！京都市会基本条例

京都市会では、平成26年3月に、京都市会の「議会基本条例」となる京都市会基本条例を制定しました。京都市会基本条例は、京都市会や京都市会議員が議会活動を行ううえでの理念や原則・制度など、基本的なことを定めた条例です。

このリーフレットでは、条例制定の背景や目的、条文の内容、条例ができるまでの経過などを御紹介します。

### 京都市会基本条例制定の背景

国から地方公共団体に様々な権限が移されようとする中、地方議会が担うべき役割への期待も大きくなりました。これに対応して、議会の機能を高めるため、議会の改革を積極的に進め、議会基本条例を制定する動きが広がりました。

このような中で、京都市会においても、議会の機能を高め、開かれた市会をより一層推進することを目指して、多くの改革に取り組んできました。これら改革の取組の蓄積を踏まえ、京都市会の在り方や方針を明らかにするものとして、京都市会基本条例を制定しました。

# 京都市会基本条例

／もっと！／詳しく知ろう！

みなさん  
分かりやすく  
説明します！

京都市会  
マスコットキャラクター



## 条例を制定する目的

- 京都市会・京都市会議員の役割を明確にすること。
- 京都市会のあるべき姿や京都市会の目指すべき方向性を、全議員の共通認識とすること。
- 市会改革の取組に根拠を与えること。

議員の役割は  
地方自治法に定めがなく、  
この条例で位置付けて  
います！

その先にある究極の目的は…



市民の皆様からの負託にこたえ、

市民生活の向上と京都市の発展に貢献すること。



## 条例の構成

### 前 文

第1章

### 総 則

条例の目的・基本理念について述べています。

第2章 市会の位置付けと役割

市会の位置付けや役割、市会改革について述べています。

第3章 議員の位置付けと役割

議員の位置付けや役割、政治倫理、会派の結成要件や役割について述べています。

第4章 市民と市会との関係

市民の皆様に開かれた市会を推進するための様々な取組について述べています。

第5章 市会と市長等との関係

二元代表制の下での市会と市長との関係、市長等に対する監視機能の充実・強化、市会が議決するべきものなどについて述べています。

第6章 議会運営の原則等

会期や委員会の在り方、本会議・委員会等における質問について述べています。

第7章 市会の権能強化

市会の力を高めるための様々な取組について述べています。

第8章 議員の定数及び議員報酬等

議員の定数・議員報酬等については、それぞれ別の条例で定めていることを述べています。

第9章 補 則

この条例と他の条例や規則などの関係、条例施行後の取組状況の検証について述べています。

### 附 則

# 前文

前文は、この条例を制定するに至った背景や京都市会の決意などを明らかにするものです。京都市会基本条例では、「京都ならではの自治の歴史」に注目し、前文で京都らしさを表現しています。

## 前 文

京都市は、御所や二条城が所在するなど、政治と文化の中心として栄えてきた地であり、悠久の歴史と多彩な文化、有形・無形の伝統、多種多様な産業が息づく我が国の財産というべき都市である。また、伝統産業と先端産業とが共存し、多くの学生が学び、多世代が交流し、世界の人々を魅了する「文化の首都」でもある。殊に、ここ京都のまちは、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぎながら発展を遂げてきた。

その顕著な例は、番組(学区)である。明治初期には、上京、下京のそれぞれに番組が置かれ、町衆の寄付等により、番組ごとに小学校が設立された。番組は、地域の社会福祉をはじめとする地域行政の核となり、当時の小学校区は、現在も「元学区」として、京都独自の地域住民の自治の単位として機能を果たしている。

また、市域の拡大に伴い、各地域で特有の文化が育まれ、それぞれに自治の機能が発展し、11行政区から構成される現在の京都市の姿となった。

このような京都特有の自治の下、京都市会は、市制施行後の明治22年(1889年)6月14日に第1回の会議を開き、以後、議決機関としてその役割を果たしてきた。加えて、この間京都市会は、地方分権時代にふさわしい議会を目指して、市会改革に積極的に取り組んできた。

ここに、京都市会は、これまでの市会改革の成果を確かなものとし、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すとともに、市民の負託にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。



### ちょこっと メモ

#### 地方自治の本旨

住民の意思に基づいて地方の政治行政を行う「住民自治」と、国とは別の独立した地方公共団体が、自らの判断と責任において地方の政治行政を行う「団体自治」の2つを指します。



## 第1章

# 総則～目的・基本理念～

この条例の目的は、京都市会と京都市会議員の役割や議会活動の基本となることを定めることで、市民の皆様からの負託にこたえ、市民生活の向上と京都市の発展に貢献することです。

京都のまちは、長年にわたり、京都特有の自治の伝統を引き継ぎながら発展してきました。京都市会は、京都のまちの特性をいかした地方自治の実現に取り組んでいきます。

## 第2章

# 市会の位置付けと役割

## 京都市会とは

二元代表制の下にある合議制の議決機関です。



### ・二元代表制

議員と市長とは、どちらも市民の皆様から直接選挙によって選ばれています。この制度を、二元代表制といいます。二元代表制の特徴は、市会と市長とが共に市民を代表し、独立・対等の立場で緊張関係を保ちながら、自治体運営を行うことにあります。

### ・合議制

市長は単独で権限を行使しますが、京都市会は多くの議員で構成される合議制の機関です。合議制とは、複数のメンバーで構成された組織において、メンバーが集まり、議論を通じて意思を決定する制度のことです。

### ・議決機関

団体(京都市)としての意思決定を行う機関のことです。



## 京都市会の主な役割とは

- ①市民の様々な意思を把握し、市政に的確に反映します。
- ②市長をはじめとした執行機関(以下「市長等」といいます。)による市政の運営が適正に行われているかを監視します。
- ③市民の様々な意思を反映する市会の特色をいかした政策立案や政策提案を行います。
- ④市長等との議論を通じて、より良い政策・施策の実現に努めます。
- ⑤充実した調査研究を基に、活発な審議や議員同士の討議を行い、京都市会として、意見を集約します。
- ⑥議論を通じて、市政の課題に関する論点を明確にします。
- ⑦条例の制定や改廃などにより、京都市としての意思決定を行います。
- ⑧京都市としての意思決定に至るまでの過程が、市民の皆様にとって開かれた、分かりやすい議会運営に努めます。



### ・執行機関

市長をはじめ、執行権限を持つ教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員などのことです。

～京都市会は、これからも絶え間なく市会改革に取り組んでいきます～

## 第3章

# 議員の位置付けと役割

## 議員とは

市民の皆様の代表であり、市会の一員です。

議員の使命は、議会活動を通じて、市民の皆様からの負託にこたえることです。議員は、「議決の重み」を深く認識するとともに、市民の範となるよう努めます。

## 会派とは

政策を中心とした同じ理念を持つ議員の集団です。

議員は、2人以上で会派をつくることができます。会派は、議員の活動を支え、議会活動に必要な調査研究を行うとともに、議会が円滑に運営されるよう努めます。

# 市民と市会との関係

## ～市民の皆様にとって「開かれた市会」へ～

京都市会は、「市民の代表としての機関」、「市民と共に行動する機関」として、市民の皆様との関係を築いていきます。住民自治の発展に向けて、より一層市民の皆様との情報の共有を図り、市民の皆様の市政への参画の機会を充実させます。

### 請願・陳情

市政に対する要望である請願(議員の紹介があるもの)・陳情(議員の紹介がないもの)について、公平・公正な審査を行うなど、適切に取り扱います。請願の審査では、請願を紹介した議員から提出の趣旨を聴く機会を積極的に設けます。

### 公聴会・参考人

公聴会・参考人の制度について、積極的に活用していきます。



#### ・公聴会

重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件を審査する場合に、利害関係者や学識経験者などの意見を聴くために開催するものです。



#### ・参考人制度

地方公共団体の事務に関する調査、審査を行う場合に、利害関係者や学識経験者などに出席を求めて意見を聴く制度のことです。

### 本会議・委員会の公開

#### 公開の推進

本会議や委員会(以下、「会議等」といいます。)などを原則として公開します。また、会議等の資料は、これまでから公開しており、今後、公開の在り方や方法などを含め、一層の公開に努めます。会議等の日程や議題は、あらかじめ市民の皆様にお伝えします。

#### 公開の方法

傍聴やインターネットの利用などにより、会議等の公開に努めます。また、直接傍聴など、市民の皆様が傍聴しやすい環境の整備に努めます。

### 広報

市民の皆様に、議会活動に関して正確で分かりやすい情報をお知らせするため、「京都市会だより」(京都市会広報紙)や「京都市会ホームページ」などを充実させます。また、今後も、幅広い広報媒体を活用した情報の発信に努めます。

#### ■京都市会だより

京都市会の活動状況などを分かりやすく広報するため、年4回発行している広報紙です。市会の審議経過や結果、代表質問の内容などを掲載しており、全世帯に配布するとともに、区役所などの市の施設やコンビニエンスストアに置いています。



#### ■京都市会ホームページ

京都市会に関する情報を迅速かつ詳細にお知らせするため、設けています。  
なお、会議等の記録については、「京都市会会議録検索システム」のページから御覧いただけます。

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

#### ■テレビ中継



本会議の代表質問の日にKBS京都で放映しています。

本会議、常任委員会、予算・決算特別委員会などの生中継と録画をインターネット上で配信しています。

#### ■インターネット中継



定期的に開く市会の日程、京都市会の活動、市会改革の取組などをお知らせするポスター・チラシを掲出・配布しています。

### 広聴

市民の皆様の御意見を、審議に反映させるため、広聴の充実に努めます。

## 第5章

# 市会と市長等との関係

京都市会は、二元代表制の下、市長と互いに対等な立場で、適切な緊張関係を保ちながら、市政を運営します。  
京都市会は、行政の適正な執行を確保するために、市長等に対する監視機能を充実・強化します。  
京都市会が議決するべきものは、次のとおりです。

### 地方自治法において定められているもの

地方公共団体としての意思を決定する条例の制定、予算の決定、決算の認定など

### 京都市会基本条例で定めているもの

- ・基本計画（市政全般にわたり総合的・体系的に定めた計画）の策定・変更・廃止
- ・姉妹都市盟約の締結

## 第6章

# 議会運営の原則等

議会運営は、地方自治法に基づき、条例や規則などをはじめ、様々な規程を定めて行っています。それに加えて、京都市会基本条例では、議会運営の原則となることを定めています。

## 会期

1年中市会が開かれています！



## 委員会

### 【常任委員会】

常設の委員会であり、自治体の事務に関する調査や議案、請願・陳情などの審査を行います。京都市会では、経済総務委員会、くらし環境委員会、教育福祉委員会、まちづくり委員会、交通水道消防委員会の5つの常任委員会があります。

### 【特別委員会】

一定の期間に、特定の問題を集中的に審査・調査するために設置される委員会です。京都市会は、予算・決算の審査について、その都度、予算特別委員会及び決算特別委員会を設置して審査を行います。

### 【市会運営委員会】

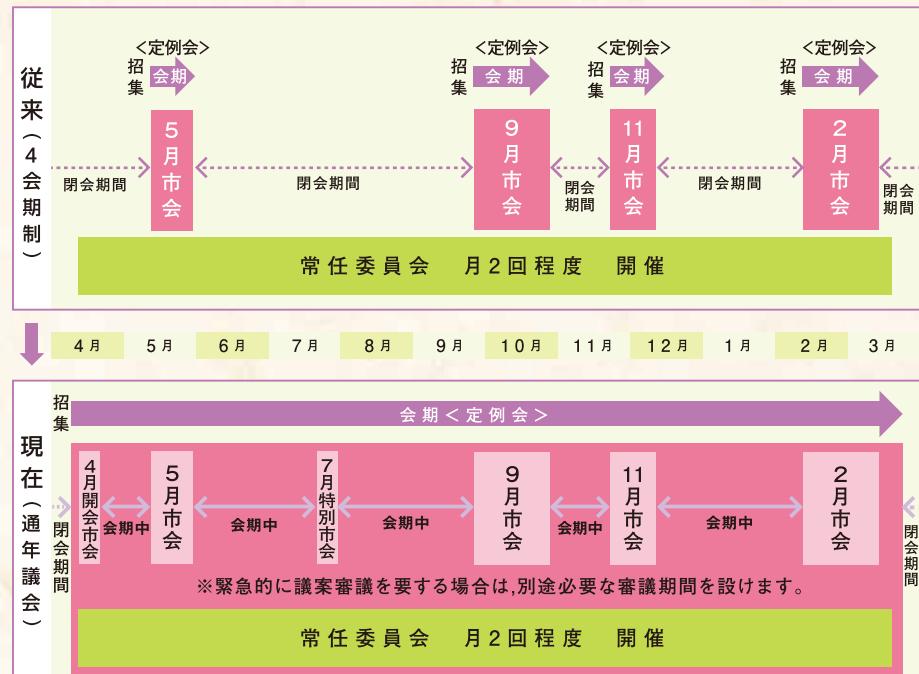
本会議の議事運営や市会全体の運営について協議を行います。

### ～議会が活動できる期間～

京都市会は、議会活動の公正性・透明性を保ち、議員同士や、議員と市長等とが活発な討議ができるよう、必要な審議日数を確保します。

平成26年度からは、会期をおおむね1年とする「通年議会」を導入しています。

### 会期のイメージ



委員長と副委員長は、公平・公正で、円滑な委員会の活動・運営に努めます。

委員は、執行機関に対する質疑だけでなく、委員同士が活発に議論するよう努め、委員同士が議論することで、市政の課題についての論点を明確にします。

また、市政の課題で研究が必要なものがある場合は、研究や議論を重ね、市長等に対して、積極的に政策を提案します。

## 会議等での質問

議員は、分かりやすい質疑応答がなされるように、質問の論点を明確にします。市長等は、論点を明らかにするために、議員の質問の趣旨を確認することができます。議員は、本会議で質問する場合、「一括質問一括答弁方式」か「分割方式」を選択することができます。



ちょこっと  
メモ

### ・一括質問一括答弁方式

全ての質問を一括して行い、一括して答弁を行います。

### ・分割方式

テーマなどによっていくつかに分割して質問と答弁を行います。

## 第7章

# 市会の機能強化

京都市会の力を高めるために、次のようなことに取り組みます。

## 専門的知見の活用

議案の審査などにおいて、学識経験者等の専門的な知見を積極的に活用します。

## 調査機関等の設置

議会活動の中で、専門的な知識などを得るため、必要がある場合には、学識経験者等による調査機関等を設置します。

## 政策研究会の設置

市政の重要な課題を調査研究し、政策提案を行うため、必要がある場合には、政策研究会を設置します。

## ほかの地方議会との連携

ほかの地方議会との意見交換や交流を通じて、積極的に連携していきます。

## 政務活動費

会派と議員は、政務活動費（議員の調査研究などに資するための経費の一部として交付される費用）を活用した調査研究により、議会活動を充実・強化させるよう努めます。

## 事務局と図書室

議員の活動を補佐するため、事務局の調査・法制に関する機能の充実を図ります。また、議員の調査研究のため、図書室の機能の充実を図ります。

## 第8章

# 議員の定数及び議員報酬等

議員の定数・議員報酬等について、それぞれの条例によるとしています。

「京都市会議員の定数及び各選挙区において選舉すべき市会議員の数に関する条例」「京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例」

## 第9章

# 補則

## ほかの条例等との関係

京都市会に関するほかの条例等を制定・改廃する場合は、京都市会の活動の基本となる京都市会基本条例の趣旨を尊重します。

## 京都市会基本条例の検討

京都市会は、京都市会基本条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要がある場合には、条例の改正を含めて適切な措置を行います。

京都市会基本条例の制定は、市会改革のゴールではありません。  
今後も、この条例を柱にして、改革の歩みを進めていきます！

京都市会がより一層私たちに身近になることを期待しています！



京都市会として、  
初めて市民の皆様への  
説明会と意見募集を  
行いました！

# 条例の制定・施行までの経過

日付	内容
平成23年5月30日	<p>* 市会改革推進委員会(以下、「委員会」といいます。)を設置し、議会運営のルールづくりや開かれた市会の推進に関わる様々な事項について、検討を開始する。</p> <p>※市会改革推進委員会 議会機能の充実・強化及び開かれた市会のより一層の推進を図るために、平成23年5月、地方自治法に規定する「協議・調整の場」として設置しました。 20名の委員(委員長1名、副委員長3名)が所属し、原則として月1回開会しています。</p>
平成24年8月17日	京都市会の役割、議員の使命、市民と議会との関係などについて定めた「京都市会の基本理念」を、委員会の下に設置した検討グループでの議論を経て、全会派の合意により取りまとめる。
平成24年9月13日	議会基本条例の検討を行うに当たり、委員会において、学識者からの意見聴取を行う。
平成24年10月16日	委員会において、委員長から議会基本条例の骨子案が提出される。 骨子案を基に具体的な検討を行うため、委員会の下に検討部会を設置する。
平成24年11月15日 ～平成25年3月25日	期間中、委員会と検討部会をそれぞれ、計5回ずつ開き、骨子の取りまとめに向けた検討を行う(平成25年3月25日の委員会で取りまとめ)。
平成25年5月30日 (吳竹文化センター) 6月1日 (ルビノ京都堀川) 6月2日 (キャンパスプラザ京都)	議会基本条例の検討状況について、市民の皆様にお知らせするため、3日間にわたり <b>説明会</b> を開催する。
平成25年6月14日	骨子の条文化の具体的な検討を行うため、改めて委員会の下に検討部会を設置する。
平成25年6月27日 ～平成25年11月12日	期間中、委員会を計6回、検討部会を計4回開き、条例案の取りまとめに向けた検討を行う(平成25年11月12日の委員会で取りまとめ)。
平成25年11月13日 ～平成25年12月13日	期間中、条例案に対する <b>市民意見の募集(パブリックコメント)</b> を行う。
【意見募集結果】 応募者数 222名 頂いた御意見数 446件	
平成25年12月20日 ～平成26年2月14日	期間中、市民の皆様からお寄せいただいた御意見を基に、委員会で条例案の最終的な取りまとめに向けた検討を行う。 平成26年2月14日の委員会で取りまとめ、委員長から議長に対して、条例案の検討結果について報告する。
平成26年3月17日	平成26年2月市会定例会の最終本会議に「京都市会基本条例案」を議案として提出し、全会一致で可決する。
平成26年4月1日	「京都市会基本条例(平成26年3月26日京都市条例第183号)」が施行される。